

非常用自家発電設備整備事業の一般競争入札公告

令和6年10月25日

社会福祉法人多度津福祉会
理事長 塩田 博志

社会福祉法人多度津福祉会が特別養護老人ホーム桃陵苑ユニットに整備する非常用自家発電設備にかかる整備工事について一般競争入札を下記のとおり行いますので公告します。

記

1、入札に付する事項

- (1) 工事名 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業
- (2) 工事場所 香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
- (3) 工事内容 非常用自家発電設備（一般停電用）の設置を含む電気工事一式
（別紙 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備
整備事業 仕様書のとおり）
- (4) 工期 契約締結日 ～ 令和7年2月28日
- (5) 予定価格 設定する（落札決定後公表する）

2、入札参加資者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する建設工事の契約に係る競争入札参加資格において、令和6年度競争入札参加資格者名簿に電気工事において、格付等級が「A」として登録されている者であること。
- (3) (2) の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 当法人が公告した同種の工事を元請として施工した実績を有する者は、上記(2)及び(3)に該当する者とみなす。
- (5) 香川県が発注する建設工事の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (7) 特別養護老人ホーム桃陵苑ユニット非常用自家発電設備整備事業仕様書の事項を確実に履行可能である者
- (8) 納入後の点検、修理等の保守契約ができる業者であること。
- (9) 本公告に係る入札参加資格確認書の交付を受けた者であること。

3、入札手続等

(1) 入札説明書の配布場所及び期間等

令和6年10月25日（金）から令和6年11月18日（月）まで、多度津福祉会のホームページ上で配布

(2) 入札参加資格の確認等

一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び工事経歴書（資料1）など入札参加資格を確認するための関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

① 資格確認資料の提出期間

令和6年10月25日（金）から令和6年11月6日（水）まで

② 資格確認資料の提出方法及び提出先

持参又は郵送にて提出（持参の場合、午前9時から午後5時まで。郵送の場合、令和6年11月6日必着）

提出先：香川県仲多度郡多度津町西港町127番地3

社会福祉法人多度津福祉会

特別養護老人ホーム桃陵苑

TEL：0877-33-0222 担当：秋山

③ 入札参加資格の確認結果通知

資格確認資料の受付後、随時通知する。（書類に不備があり補正を依頼した場合は、補正がなされるまでの日数を除き、11月6日までに補正ができないときは、参加資格を確認できないものとみなす（入札に参加できない））

4、入札参加申請

(1) 提出期限：令和6年11月18日（月）午後5時まで

(2) 申請方法：入札参加希望者は、入札参加申込書（様式2）及び下記の資料を郵送又は持参してください。

① 会社案内等

② ご担当者名刺（電話又は E-mail が記載されていること）

- (3) 参加申請先 〒764-0017 香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
社会福祉法人多度津福祉会
特別養護老人ホーム桃陵苑
TEL : 0877-33-0222 担当 : 秋山

5、仕様説明・資料の配布等

- (1) 現地を視察し、仕様の確認を行うこと。（随時受付け）
(2) 建物図面及び仕様書については、現地視察時に配布。
(3) 仕様書で規定する発電機の想定品と同等の品質以上の物と認められる場合のみ、仕様と異なる製品・設備で見積もりを行うことは可とします。ただし、同等品と確認できるカタログ（カラー印刷）を提出した上で事前に承認を得ること。

6、内容に関する質疑の受付

内容に関する質疑がある場合は、令和 6 年 1 月 7 日（木）午後 5 時までに 16 に示した場所等に対し文書で行うこと。文書は電子メールでの送付のこと。

回答は、希望するメールアドレスに電子メールで順次回答する。

7、入札及び開札

- (1) 執行の日時 令和 6 年 1 月 25 日（月）午前 11 時
(2) 執行の場所
香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
特別養護老人ホーム桃陵苑 地域交流室
(3) 入札金額は消費税を含まない額（千円未満の端数は認めない。）とし、落札額は入札額に当該金額の 100 分の 10 を乗じた金額を加算した金額とする。
(4) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
(5) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
(6) 入札に参加する者が 1 者の場合でも、1 回のみ入札を執行する。

8、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

9、入札保証金及び契約保証金 免除

10、入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

11、入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12、落札者の決定方法

予定価格（非公表）の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13、落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14、予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15、その他

詳細は、入札説明書による。

16、この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人 多度津福祉会

香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3

TEL 0877-33-0222 FAX 0877-33-3222

E-mail: touryoen@toryoen.jp

担当者：秋山